明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件の一部を改正する件（農林水産二〇六六）　一
〔人事異動〕
経済産業省　二
〔官庁報告〕
産　業
日本工業規格（経済産業省）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三七
特殊法人等
独立行政法人国際交流基金平成二十二事業年度決算、平成二十二事業年度独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構財務諸表、独立行政法人都市再生機構関係　六六
地方公共団体
行旅死亡人関係　六六
会社その他
会社決算公告　六六

告示

○農林水産省告示第二千六十六号

獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成十八年四月三日農林水産省告示第五百二十六号（獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一の表島根県農業共済組合連合会出雲家畜診療所の項を削る。

二の表北海道農業共済組合連合会研修所臨床研修診療施設群の項診療施設名の欄中「北見地区農業共済組合家畜診療所」を「オホーツク農業共済組合北見家畜診療所」に、「オホーツク中央農業共済組合紋別事業所紋別家畜診療所」を「オホーツク農業共済組合紋別家畜診療所」に改め、同項中

「	道南農業共済組合北部家畜診療センター	北海道久遠郡せたな町
	後志農業共済組合南部家畜診療所	北海道寿都郡黒松内町
	後志農業共済組合羊蹄山麓家畜診療所	北海道虻田郡倶知安町
	後志農業共済組合北部家畜診療所	北海道積丹郡積丹町
	道南農業共済組合北部家畜診療センター	北海道久遠郡せたな町
」	後志農業共済組合家畜診療所	北海道虻田郡倶知安町

を

を

に

改め、同項所在地の欄中「北海道枝幸郡歌登町」を「北海道枝幸郡枝幸町」に改め、同項診療施設名の欄中

「斜網地区農業共済組合中央家畜診療所	オホーツク農業共済組合女満別家畜診療所
斜網地区農業共済組合東部家畜診療所	オホーツク農業共済組合小清水家畜診療所
遠軽地区農業共済組合東部家畜診療所	オホーツク農業共済組合佐呂間家畜診療所
遠軽地区農業共済組合西部家畜診療所	オホーツク農業共済組合遠軽家畜診療所
遠軽地区農業共済組合中央家畜診療所	オホーツク農業共済組合湧別家畜診療所
オホーツク中央農業共済組合興部事業所興部家畜診療所	オホーツク農業共済組合興部家畜診療所
オホーツク中央農業共済組合雄武事業所雄武家畜診療所」	オホーツク農業共済組合雄武家畜診療所

を

に、「日高地区農業共済組合西部家畜診療所　「日高地区農業共済組合西部支所西部家畜診療所　を　日高地区農業共済組合中部家畜診療所」　日高地区農業共済組合中部支所中部家畜診療所」に、「日高地区農業共済組合東部家畜診療所」を「日高地区農業共済組合東部支所東部家畜診療所」に改め、同表山形県農業共済組合連合会家畜診療研修所臨床研修診療施設群の項所在地の欄中「山形県鶴岡市」を「山形県酒田市」に改め、同表動物臨床医学研究所グループの項所在地の欄

「岡山県農業共済組合連合会津山家畜診療所臨床研修診療施設群	岡山県農業共済組合連幹診療施設） 岡山県農業共済組合連 岡山県農業共済組合連 岡山県農業共済組合連